

I 大気測定結果

1 測定地点及び測定項目

(1) 大気汚染常時監視

区分	市町村	測定局名	所在地	測定項目					
				二酸化硫黄	窒素化合物	光化学オキシダント	浮遊粒子状物質	一酸化炭素	炭化水素
一般環境大気測定局	延岡市	延岡商業高校	延岡市桜ヶ丘	○	○	○			
		旭中学校	〃 富美山町	○	○	○			
		延岡保健所	〃 大貫町	○	○	○	○		○
		延岡青朋高校	〃 平原町	○	○		○		
	日向市	大王谷小学校	日向市大王町	○	○	○			○
		日向市立図書館	〃 春原町	○	○		○		
		細島公民館	〃 日知屋片ヶ浜	○	○	○			
	高鍋町	高鍋町健康づくりセンター	高鍋町北高鍋	○	○	○	○		
	日南市	日南保健所	日南市吾田西	○	○	○	○		
		油津小学校	〃 園田	○	○	○	○		
	都城市	都城高专	都城市吉尾町	○	○	○	○		
	宮崎市	旧身障者センター	宮崎市大島町	○	○		○		
衛生環境研究所		〃 学園木花台西	○	○		○			
自治学院		〃 旭	○	○	○	○			
自ガ動ス車測排定出局	延岡市	新延岡自排局	延岡市出北	○	○		○	○	○
	都城市	都城自排局	都城市姫城町	○	○		○	○	○
	宮崎市	高千穂通自排局	宮崎市北高松町		○		○	○	○
		南宮崎自排局	〃 中村東		○		○	○	○
		生目小学校自排局	〃 浮田	○	○	○	○	○	○

(2) 大気汚染移動監視

市町村	測定地点名	所在地	測定項目						測定回数
			二酸化硫黄	窒素化合物	光化学オキシダント	浮遊粒子状物質	一酸化炭素	炭化水素	
門川町	門川町平城団地	門川町平城東	○	○	○	○	○	○	1
小林市	小林保健所	小林市堤	○	○	○	○	○	○	1
えびの市	えびの市文化センター	えびの市大明司	○	○	○	○	○	○	1
西都市	西都市役所	西都市聖陵町	○	○	○	○	○	○	1
高千穂町	高千穂保健所	高千穂町三田井	○	○	○	○	○	○	1
高原町	高原町総合保健福祉センター	高原町西麓	○	○	○	○	○	○	1

注) 1回あたり、概ね3週間の測定を実施。
 (高原町は、新燃岳の噴火による影響を監視するため平成23年2月1日から3月31日まで測定。)

(3) 有害大気汚染物質モニタリング調査

測定項目	測定地点名				
	宮崎市立図書館	都城高专測定局	延岡保健所測定局	北部港湾事務所	都城自動車排出ガス測定局
ベンゼン	○	○	○	○	○
トリクロロエチレン	○	○	○	○	
テトラクロロエチレン	○	○	○	○	
ジクロロメタン	○	○	○	○	
アクリロニトリル	○	○	○	○	
アセトアルデヒド	○	○	○	○	○
塩化ビニルモノマー	○	○	○	○	
クロロホルム	○	○	○	○	
酸化エチレン	○	○	○	○	
1,2-ジクロロエタン	○	○	○	○	
水銀及びその化合物	○	○	○	○	
ニッケル化合物	○	○	○	○	
ヒ素及びその化合物	○	○	○	○	
1,3-ブタジエン	○	○	○	○	○
ベリリウム及びその化合物	○	○	○	○	
ベンゾ [a] ピレン	○	○	○	○	○
ホルムアルデヒド	○	○	○	○	○
マンガン及びその化合物	○	○	○	○	
クロム及びその化合物	○	○	○	○	
地域分類	一般環境		発生源周辺		沿道

注) 所在地：宮崎市立図書館－宮崎市花山手東
 北部港湾事務所－日向市日知屋新開
 その他の測定地点については、「(1)大気汚染常時監視」を参照のこと。

環 境 基 準

1 大気汚染に係る環境基準及びその評価方法

物 質	環 境 上 の 条 件	評 価 方 法	
		短 期 的 評 価	長 期 的 評 価
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下	年間の1日平均値の2%除外値が0.04ppm以下
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	/	1日平均値の年間98%値が0.06ppm以下
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。	1時間値が0.06ppm以下	/
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下	年間の1日平均値の2%除外値が0.10mg/m ³ 以下
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下	年間の1日平均値の2%除外値が10ppm以下

注) 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
 長期的評価にあたっては、年間の測定時間が6,000時間未満の場合は評価の対象としない。

2 有害大気汚染物質に係る環境基準及びその評価方法

物 質	環 境 上 の 条 件	評 価 方 法
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ (3 μg/m ³) 以下であること。	同一地点における1年平均値と認められる値との比較
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ (200 μg/m ³) 以下であること。	同一地点における1年平均値と認められる値との比較
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ (200 μg/m ³) 以下であること。	同一地点における1年平均値と認められる値との比較
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ (150 μg/m ³) 以下であること。	同一地点における1年平均値と認められる値との比較

注) 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。
 「1 mg/m³ = 1,000 μg/m³」である。

関 連 事 項 等 の 解 説

1 大気汚染常時監視関係

事 項 等	解 説
有効測定日数とは	1日20時間以上測定された日の総和
平均値とは	年間にわたる1時間値の総和を、測定時間数で除した値
1時間値の時間の取り方	通常正時から正時までとし、測定値は、後の方の時刻の時間値として取り扱う。 例えば、1時から2時まで測定した場合は、2時の1時間値となる。
日平均値の2%除外値とは	年間にわたる日平均値のうち、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した日平均値で、除外する日数は小数点以下を四捨五入した日数である。 例えば、365日の2%除外値は、高濃度の7日分を除外し、8番目に高い日平均値を指す。
日平均値の98%値とは	年間にわたる日平均値のうち、測定値の低い方から98%に相当するものである。なお、低い方から98%に当たる測定日は、小数点以下を四捨五入して算出する。 例えば、365日の年間98%値は、低い方から358番目の日平均値を指す。
短期的評価を適用する項目	二酸化硫黄、光化学オキシダント、浮遊粒子状物質、一酸化炭素
長期的評価を適用する項目	二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、一酸化炭素
短期的評価と長期的評価の違い	短期的評価は、測定を行った日又は時間によって測定結果を評価する方法で、注意報発令の判断材料等に用いられる。 長期的評価は、大気汚染に対する施策の効果を的確に判断するために、年間にわたる測定結果を評価する方法。
光化学オキシダントが昼間を対象としている理由	紫外線が光化学オキシダントの生成に影響を及ぼすので昼間(5~20時)を対象としている。
浮遊粒子状物質として粒子径10 μm(マイクロメートル)以下の粒子を測定している理由	10 μm以下の物質は、鼻腔又は咽喉頭で捕捉されにくく、気道及び肺胞に沈着しやすいので、特に健康に及ぼす影響が大きい。
一酸化炭素の環境基準で8時間平均値に着目している理由	急性毒性を考慮しているためであり、20ppm程度の一酸化炭素を8時間呼吸し続けた場合、一酸化炭素濃度が10ppm以下の場所に、少なくとも24時間以上居る必要がある。
メタンと非メタンを区別して測定している理由	メタンは元来、大気中に約1.8ppm存在しており、光化学オキシダントの生成にほとんど関与しないため区別する。
炭化水素が6~9時の3時間を対象としている理由	光化学反応は太陽の紫外線により励起されるため、6~9時迄の3時間を対象としている。

2 大気汚染移動監視関係

事 項 等	解 説
平均値とは	測定期間内における1時間値の平均値
最高値とは	測定期間内における1時間値の最高値
日平均の最高値とは	有効測定日における日平均値の最高値

3 有害大気汚染物質モニタリング調査関係

事 項 等	解 説
有害大気汚染物質とは	<p>継続的に摂取される場合、人の健康を損なうおそれがある物質で大気汚染の原因となるもの（但し、ばいじん以外のばい煙及び特定粉じんを除く。）をいう。</p> <p>現在、健康リスクがある程度高いと考えられる23物質(群)が、優先取組物質として選定されている。</p>
測定値の表示方法	例えば、測定値が検出下限値0.0048未満であった場合は「<0.0048」と表示している。
1年平均値の算出方法	各月毎の測定値の総和を、年間の測定回数で除して算出した。なお、測定値が検出下限値未満であった場合は、検出下限値の1/2として取り扱った。